

Title	〔労働法一四〕 労働組合の解散決議の効力 (京都地裁昭和三九年三月一三日判決)
Sub Title	〔労働法〕 一四 第一工業製薬労組事件
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会( Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.5 (1965. 5) ,p.98- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650515-0098">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650515-0098</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 判例研究

## 〔労働法 一四〕 労働組合の解散決議の効力

第一工業製菓業労働事件  
 京部地裁昭三八(ロ)三一六号  
 昭三九・三・三一三判決  
 労働法律旬報別冊五二四号

【事実】 第一工業製菓株式会社は、一二〇〇余名の従業員を使用する会社であり、この会社には、総評化学産業労働組合同盟を上部団体とする組合員一一三三名によつて組織されている労働組合がある。申請人九名は、いずれも右組合の組合員であり、被申請人は右

組合の最高執行機関である中央執行委員会の委員長である。ところが昭和三八年八月三日組合の東京工場支部他五カ所の支部所属組合員四九九名は、規約第五四条第三号(「組合員の五分の一以上の連

名による要求があつた場合、全員投票を実施する)にもとづき組合の解散を議題とする全員投票の要請を組合代議員大会議長宛提出した。そこで代議員大会議長は、昭和三八年八月一三日から三日間、第一工業製菓株式会社他七カ所において組合解散の是非を問う全員投票を実施し、同月一七日開票を行なつたが、その結果は投票総数一〇二八票中、解散賛成七二八票、反対二五四票、白紙三〇票、無効一六票であつた。代議員大会議長は、規約第五六条の「全員投票は組合員数の三分の二以上の有効投票数により成立し、

組合員数の二分の一以上の賛否により之を決する」旨の条項を充足したものととして組合の解散を宣言した。

そこで申請人である九名の組合員は、つぎの理由により組合解散の無効を争うのである。

(1) 組合の解散決議は、強行規定である労働組合法第一〇条第二号に違反し無効である。

(2) かりに右の規定により無効でないとしても、解散決議は、労働組合法規約第三五条によりその重大性からして組合の最高議決機関である代議員大会の専決事項とされ、かつ同大会の四分の三以上の支持ある場合に決議が成立すること、つぎに規約第五二条は「組合に関する一切の事項に就て全員投票は凡ゆる決議に優先する」と規定するが、この規定は、右の代議員大会の解散についての専権を否定するものでなく、全員投票は代議員大会の前後において当該問題の結論について組合員に賛否を問うのみの制度であるに過ぎないものである。

(3) この解散は全員投票により行なわれ、代議員大会の議決を経ないから規約第三八条第四号および第六三条第二号に違反し無効である。

なお本件では申請人および被申請人間において仮処分必要性が争われている。

【判旨】裁判所は、申請人および被申請人間における争点についてそれぞれ次のように判断をしている。

一 労組法第一〇条第二号の性質

「当裁判所は労組法第一〇条第二号は任意法規であると解する」とし、民法上の社団と労働組合との差異を指摘したのち「解散につき前記法条所定のとおりに組合員の四分の三以上による決議を経ることとは理想にちがいないけれども、だからといって同法条が組合員においてその総意を以て（例えばその組合規約を以て）これと異なる定めをしたときにそれを絶対的に排除するものとはなしたがたく、結局のところ右法条は当該労働組合の総意による解散についての定めのない場合これを補充する任意規定であると解するのを相当とする。」

二 全員投票による解散の可否

この部分の判旨は二段階にわかれて展開してゆくのでそれに従ってゆくと次のとおりである。

(1) 組合規約所定の全員投票の性質

「組合にあつては、多数の散在する営業所や工場支部の所属組合員を招集して総会を開催することが事実上不可能に近いことから、これに代る意思決定機関として代議員大会を設けたのであり、ただ

代議員大会の決する個々の問題はこれを総会の決議を以てするときと異なり必ずしも組合員多数の意思が反映するとは限らないので、

この場合にそなえ民主的に組合員全員の意思を尊重する趣旨で全員投票の制度をおいたものである……」「この全員投票は、一切の事項について従つて代議員大会の議決の対象たる事項についてもなされることにもあらゆる決議に従つて代議員大会の決議に優先するものではあるが、しかしながらかなり厳格で煩雑な要件の下に臨時に行われるものであるばかりでなく、投票というそれ自体の性質上通常の合議体の決議と異なり機械的に一律に結論たる意思表示を形成するものであるから統一的組織体の意思形成の機関としての機能を十分に果たすに足るものでないことが明かである」という前提に立つて、「全員投票のほかに組合の決議を前提し、全員投票によつて事前にその成立を阻止し或いは事後にその効力を否定することができるところを定め、これによつて前記のとおり組合員の多数による組合の決議に対する抑制作用を営ましめることとしたものであり、全員投票を独自に組合の意思を創設的に成立せしめるものとして定めたものではないと見るべきである」とする。

(2) 本件全員投票による解散

「仮に代議員大会が機能を停止していたとか或いはその開催をなし得なかつたとかその他全員投票によらなければ組合の意思形成が困難な事情がある場合には、規約の予想していない創設的な意思決定としての全員投票が許されるにしても」とし、次に論旨を一転し、手続上の要件を考察し、「一面では代議員大会の要件加重の精

神からして規約所定の全員投票が過半数を以てその賛否を決すると  
の定めをそのまま準用することのできないのは勿論のこと、他面では  
代議員大会がその定めを欠くにしても一応規約所定の全員投票と  
対応して四分の三以上の数を成立要件とし、かつ補充規定たる労組  
法の右法案が組合員数の四分の三以上の数を成立要件としているこ  
とからして、結局のところ被申請人組合は本件全員投票によつては  
組合員数の四分の三以上の賛否を以て始めて解散を決しうる。」

### 三 必要性の存否

旧組合が解散しその直後新組合が結成され新組合の組合員数は約  
八〇パーセントを占めてはいるものの、旧組合の解散についても争つ  
ている組合員がいること、また「全員投票の是非についても態度決  
定を留保している組合員がないでもないものであり、このような状況  
の下に、組合の存続を主張しその機能を従前どおり営ましめようと  
する反対派組合員を中核とする事実上の団結があつて、使用者たる  
会社もこれを無視し得ないで事実上は従業員団体として取扱わざ  
るを得ないでいるのであるから、被申請人組合は右のような限度に  
おいてではあるにせよ、いまだに団結体の実質を完全に失うことな  
く会社と事実上の拮抗を存しているものといわなければならぬ。  
なお、本件全員投票による解散につき清算事務は一応停止している  
けれども、それは単に事実上そうであるにすぎないことが明かであ  
る。従つて本件にあつては、解散の効力停止および清算事務執行禁  
止につきいずれもその必要性が肯認せられる。」

【評釈】 判旨に賛成する。

(一) 労働組合の内部問題は、従来からかなり論議されていると  
はいえ、かならずしも十分な結論が得られているわけではない。本  
件判旨の最初において取上げられている労組法第一〇条第二号は、  
十分な結論が得られていないという意味においてなお研究の余地を  
残しているといえよう。労組法第一〇条第二号は文言が明確でない  
ことが手伝つて、この条項が強行規定か任意規定かということ、  
右条項で規定する四分の三という要件をいかに理解してゆくかとい  
うことが問題となる。しかし右条項で規定する四分の三をいかに理  
解し、いかなる方法で適用してゆくかという問題は、結局のところ  
右条項の強行規定であるか任意規定であるかということに問題は解  
消してゆくであらう。

さて労組法第一〇条第二号を強行規定とみる見解はかなり多数を  
占めており、強行規定の見解をとる理由は、「解散決議の数を定め  
たことは、強行規定と解すべきである」とし、民法第六九条のよう  
に、「但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス」との除外例がない  
ことおよび「特に使用者や行政当局の干渉を排除して団結してい  
る労働組合の本質に由来するものと認められる」からであるとす  
る。また「解散が組合員個人によつて労働条件の維持向上をはかる  
手段を奪う結果になることから、右の四分の三の要件を嚴格にする  
こと」が必要であるとする。しかし右の問題を理解するためには、  
なお組合の一般的性格を考慮することが必要である。まず組合の団結  
は、自由になしうることが根本原則であり、いわゆる自由設立主義

がとられており、組合結成後において「組合維持の要請」が作用するにしてもそこには一定の限界があるというべく、組合結成が自由である以上対使用者に対する対等性（組合にとつては社団としての財産関係は第二義的なものである）を第一義の根本原理とする組合は、解散についてもまた自由であるといわねばならない。解散が個人労働者にとつて労働条件の維持向上を奪う結果となるとの疑問もなくはないが、組合員個人の意思と組合の自主性を無視してまで右の原則を維持することが法の目的であるかどうか疑問である。思うに組合は、極度にその自主性を尊重しなければならぬ社会集団で、使用者に対する自主性はいかにいふまでもなく、立法面における組合の自主性もまた尊重されなければならない。してみると財産関係を除いた組合の内部問題に対しては、立法による規整をできるだけ回避することが必要であり、わが国の労組法のように組合内部問題を規整する規定がかなり詳細にある場合、この規定の解釈は、できうるかぎりそれらの規定が補充的意味しかもたないものとして解釈することが妥当ではあるまいか。

つまり労組法第一〇条第二号は、任意規定であり補充規定であるともみることが妥当のように思われ、規約によつて組合の解散決議の方式を変更しうるし、かりに解散決議の規約がない場合労組法第一〇条第二号が、決議の要件を補充すると考えるべきではあるまいか。そこで次に問題となるのは、規約をもつて独自の解散手続を規定した場合、その解散手続の相当性ひいては解散決議の相当性の問題がある。組合規約によつて解散決議の要件を厳格になしうること

については、組合が規約を自主的かつ民主的に規定しその内容が相当と認められる以上異論はないが、解散決議の要件を極度に緩和し解散決議を容易になしうるかどうかにについては解散決議の性格からして問題の余地がある。そもそも解散は、対使用者に対する対等性の解消であり、対等性解消であることにおいてできうるかぎり多数の意思参加を必要とする。労組法第一〇条第二号の四分の三は、その意味において決議数の一応の標準を規定しており、数的にその相当性を表明しているといえるが、すでにのべたようにこの規定が任意規定であることから組合規約により多少の緩和は許されるものといえよう。

(二) 判旨第二点は全員投票による解散の可否の問題でその内容は本件における全員投票の性質と本件における全員投票による解散の効力いかなの問題というように二段階に分れてその論旨が展開される。まず本件における全員投票の性質についてみると、そこで中心となる論点は判旨で指摘しているように代議員制度がある場合全員投票の性質はいかに考えられるかということである。本件事実についてのつて代議員制度と全員投票とを比較しその関係をみてみると、規約は、文面上最高議決機関として代議員制度を設けており、なおそのうえに「組合に関する一切の事項に就て全員投票は凡ゆる決議に優先する」と規定する。したがつて実質上全員投票はいわば最高意思決定機関である。

つぎに全員投票による解散の効力については、全員投票の決議がいかなる程度総組合員の意思を反映したかということである。全員

投票が行なわれるまではたしてどの程度解散に関する組合内部の討議が行なわれたか不明であると同時にほとんど行なわれなかつたとも推測できる。この点に関する事実認定はほとんどないが、本件における問題の中心点の一つには、この点にあつたといえまいか。すでにみたように組合の決議は、組合員の総意をたしかめることで、組合員の総意が形成されないうちに全員投票が行なわれたともいえるのが本件である。つぎに投票結果についてみると、この点規約は「全員投票は組合員数の三分の二以上の有効投票数により成立し、組合員数の二分の一以上の賛否により之を決する」と規定する。この規約の規定は、一応の標準である組合員総数四分の三の基準となりかけはなれており、この程度の要件で対等性解消に必要な各組合員の意思による解散の団体意思および組合解散の責任体勢が確立されたかどうか疑問である。したがって代議員大会の解散決議の要件である三分の二以上に当る出席代議員の四分の三以上の賛成かあるいは総組合員の四分の三以上の賛成かのいずれかによつて始めて解散決議は有効に成立するのではあるまいか。本件においては代議員大会は開催されなかつたので結局全員投票の効力が問題となるが、全員投票の開票結果は、開票総数一〇二八票中、解散賛成七八票、反対二五四票、白紙三〇票、無効一六票で四分の三以上の解散賛成投票を得ることができなかつたのであるから、組合解散決議は無効であるというほかない。解散は、組合員間においてほとんど討議されず、早急に全員投票が行なわれたのであり、このような事情のもとにおいて単に全員投票の一般的決議事項に関する数的要件

で形式的に解散決議が成立したものとすることは、極めて一般組合員の責任と意思とをないがしろにすることで、結果的には一般組合員の労働条件の維持向上を阻止することになり妥当でない。

(三) 本件必要性の判断は、利益損失すなわち損害の有無にかなり力を注いで配慮しているわけであるが、同時になお進んで組合と組合員との法益権衡を考慮し仮処分の必要性を判断しようとしている。ところが組合と組合員との関係は、使用者と組合との関係を念頭において生まれてくる法益で、使用者、組合、労働者の三者における対立を前提として理解されなければならない。判旨は、この点具体的利益の存否を三者の関係を考えることによつて発見しようとしておりこの態度は妥当といえるが、そこには曲折し過ぎた論旨が展開されすぎており、なおすつきりした論旨が必要のように思われる。

(阿久沢亀夫)